

入院等に当たっての保証金の取扱いについて

保証金については、「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」(平成17年保医発第0901002号)により、患者側への十分な情報提供、同意の確認や内容、金額、積算方法等の明示などの適正な手続を確保することを求めた上で、現行の医療保険制度上許容しているところである。

- 療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて(平成17年9月1日保医発第0901002号保険局医療課長通知)(抄)

4 その他

なお、上記に関連するものとして、入院時や松葉杖等の貸与の際に事前に患者から預託される金銭(いわゆる「預かり金」)については、その取扱いが明確になっていなかったところであるが、将来的に発生することが予想される債権を適正に管理する観点から、保険医療機関が患者から「預かり金」を求める場合にあっては、当該保険医療機関は、患者側への十分な情報提供、同意の確認や内容、金額、積算方法等の明示などの適正な手続を確保する。